

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条に基づき、本校のいじめの防止の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 堀川高校いじめ対策委員会

イ 構成員(職名又は校務分掌)

校長・副校長・教頭

統括室長

学校生活部長・学校生活部員(1)・人権教育主任

該当生徒学年主任・該当担任

関係教職員(必要に応じ、総合育成教育主任、スクールカウンセラー)

ウ 開催時期

原則 月1回

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討。
- ・各学年の生徒の情報交換及び課題の共有。
- ・いじめに係る情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・重大事態に対する判断と対応。
- ・関係機関、専門機関との連携対応。

(会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善

- ・学習規律の確立に努め、全ての生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。

イ 道徳教育

- ・「小さな社会」としての学校での生活において、本校の道徳教育全体計画に沿って行う教科・特別活動等すべての取組の中で、多様な他者を受容する態度と、自身のよりよい在り方生き方を模索させていく。

ウ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通じて仲間づくりを行う。
- ・学校行事（遠足、文化祭や体育祭など）を通じて人間関係づくりを行う。

エ 生徒が自主的に行う活動

- ・クラス活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取り組みを推進する。
- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

オ 生徒への働きかけ

- ・「共に生きる社会」（人権主任発行）や「学年通信」（学年主任発行）、学年アセンブリー、コミュニティカレッジ講演会で、直接・間接的に、人権や命の意義・尊さについて、考える機会を設ける。
- ・保健だより等を用いて、新型コロナウイルス感染症における差別等をなくす取り組みを進める。

カ 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「堀川高等学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。

キ その他

- ・学校評価アンケートを行い、結果を分析し成果と課題を周知する。
- ・その際、PDCAサイクルでの見直しも行う。

(2) いじめを見逃さないための教職員のアンテナ

ア 情報の集約と情報の共有

- ・毎週の企画会議（構成員：教頭、統括室長、各学年主任、学校生活部長、学務部長、研究部長、事務長）で、毎週の担任会等であがった生徒集団・個人の問題行動・その予兆の情報収集に努め、いじめに係る情報については、些細なことや疑いも含め、毎日の教職員連絡会等で情報を共有する。
- ・必要があると学校生活部長が判断した場合には、「いじめ対策委員会」を招集し、情報の整理と指導の方針や指導内容について検討する。その内容は随時企画会議で情報共有する。
- ・補導委員会が必要な事案については緊急に会議を開き、指導・対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

「悩み事についてのアンケート」や、「いじめに関するアンケート」を実施。

(イ) 教育相談の実施

各担任は面談を随時行い生徒の観察に努める。

(3) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策、早期発見に向けた対策と発覚時の適切な対応などの、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・月1回の職員会議を活用し、現状に応じて校内の事例に基づいた研修を行う。
- ・年に1回程度、「学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「アンケート結果を基にした研修」を意識したテーマを学校生活部が設定した研修を行う。

4 いじめが起こったときの措置（保護者・地域、関係機関との連携）

(1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかにいじめ対策委員会で情報を共有し、今後の対策等について検討する。その際被害生徒の支援や加害生徒への指導、周りの生徒の状況把握、教育委員をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、補導委員会の開催等、解消、改善及び再発防止に向けた取組を進める。

(2) いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかにいじめ対策委員会で情報を共有する。
- ・いじめ対策委員会でいじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周辺生徒の係りを把握する。
- ・被害生徒への支援、加害生徒への指導体制をとる。
- ・被害及び加害生徒の保護者に連絡すると共に、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害生徒及び保護者への支援を行う。
- ・加害生徒への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じてクラス集団・学年集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。



(3) ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について生徒への指導，地域や保護者への啓発に努める。
- ・SHR，LHR時や学年通信で1年次に受講する「ケータイ教室」での内容を，再確認する機会を持つ。
- ・ネットに係る問題行動等の事例についての校内研修を行い，いじめとの係りや対応策についての理解を深める。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得る。また、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。またいじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、(①生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。)が主なものであるが、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いのあるものとして対応する。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な情報の保護者への提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進。)を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査への協力をする。

6 関係機関との連携

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・堀川高等学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「堀川高等学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や京都市地域生徒指導連合会との連携を図る。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害生徒・被害生徒の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラーとの連携を密にしておく。

7 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

特に、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、一部の予定を変更する場合がある。

月	いじめ対策委員会の開催 教職員の資質能力向上の取 り組み	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・ 積極的確認の取り組み	保護者への発信 関係機関との連携
5	いじめ対策委員会 職員会議	SHR や LHR	担任等による面談 いじめ防止パンフレッ ト配布 (1 年生)	クラス懇談会 各学年保護者会 P T A 総会
6	いじめ対策委員会 職員会議	人権学習 (全校) 前期中間考査 球技大会 SHR や LHR	担任等による面談 いじめアンケート実施 (記名)	クラス懇談会 各学年保護者会
7	いじめ対策委員会 職員会議 いじめアンケートの結果 情報共有	ケータイ教室 (1 年) 夏季休業日の過ごし方についての指導 学校説明会 SHR や LHR	担任等による面談 人権学習後のアンケー ト確認	人権学習 (全校) への 参加案内 各学年三者懇談
8	いじめ対策委員会 職員会議	文化祭準備期間の指導 SHR や LHR	担任等による面談	
9	いじめ対策委員会 職員会議	文化祭 探究基礎発表会 (1 年・2 年) SHR や LHR	担任等による面談	文化祭来校 (保護者・友人・地域・ 教育関係者 等)
10	いじめ対策委員会 職員会議	前期末考査 前期終業式 体育祭 秋季休業日の過ごし方についての指導 後期始業式 SHR や LHR	担任等による面談 いじめアンケート実施 (記名)	
11	いじめ対策委員会 職員会議 教職員人権研修会	人権学習 (1 年) 学校説明会 宿泊研修 (2 年) 卒業考査 (3 年) SHR や LHR	担任等による面談 アンケート確認	各学年三者懇談
12	いじめ対策委員会 職員会議	人権学習 (2 年) 後期中間考査 冬季休業日の過ごし方についての指導 SHR や LHR	いじめに関するアンケ ート (無記名) 担任等による面談 アンケート確認	学校評価アンケート 保護者会 (1 年)
1	いじめ対策委員会 職員会議 学校評価アンケート情報交流	3 年生激励会 SHR や LHR	担任等による面談	
2	いじめ対策委員会 職員会議	学年末考査 (1・2 年) SHR や LHR	担任等による面談	
3	いじめ対策委員会 (1 年間総括・次年度に向 けて) いじめ防止プログラムの見 直し 職員会議	宿泊研修 (1 年) SHR や LHR	担任等による面談	保護者会 (2 年) 入学前説明会での高校 生活についての説明